平成２４年（フ）第３９９号
兵庫県尼崎市大島２丁目29番13号
債務者　神谷　順子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４９６号
兵庫県西宮市中前田町３番９―303号、前住所兵庫県西宮市越水町６番24―101号
債務者　矢熊　桂樹
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７９号
広島市中区江波南２丁目23番13―212号
債務者　井場　俊郎
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８０号
広島市中区江波南２丁目23番13―212号
債務者　井場ゆかり
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８６号
広島市安佐北区亀崎３丁目19番85―203号
債務者　住吉　貴史
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２００号
大分県津久見市大友町１番５号
債務者　河野　　博
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３１号
鹿児島県鹿児島市清水町23番19号
債務者　荒木　　稔
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５６号
宮城県柴田郡大河原町金ケ瀬字台部28番地75
債務者　高橋　美恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第８号
栃木県真岡市亀山104番地43
債務者　軽部まさ子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（フ）第２０１号
金沢市浅野本町１丁目３番32号　サンパルク浅野303号室
債務者　寺田　直人
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２３４号
青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字村岡131番地２、従前の住所金沢市南新保町イ156番地、従前々の住所金沢市鞍月５丁目230番地、従前々々の住所金沢市古府２丁目290番地
債務者　新保由美子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２５５号
山梨県甲府市武田４丁目１番２号　山本住宅Ｃ－２
債務者　松本　裕子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５０号
長野県飯田市伊豆木4075番地１
債務者　遠山　育子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１２４号
滋賀県彦根市甘呂町904番地
債務者　田中　真紀
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第９８号
鳥取県米子市尾高901番地２キャッスル尾高105号
債務者　海沢　久恵
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４９号
愛媛県宇和島市津島町近家甲209番地７　近家団地Ｂ棟281号
債務者　伊関　夏代
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第４３号
福岡県八女市黒木町本分642番地４
債務者　中村　雅明
1　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所八女支部